

安心第204号
平成31年2月1日

各機関・団体の長 殿

山形県危機管理監

高齢者交通死亡事故警報の発令期間の再延長について（通知）

1月21日（月）から1月27日（日）までの7日間、県全域に高齢者交通死亡事故警報を発令し、さらに1月28日（月）から1月31日（木）まで4日間、発令期間を延長しましたが、警報の延長発令後の1月31日（木）に高齢者の関係する交通死亡事故が発生したため、高齢者交通死亡事故警報の発令期間を2月1日（金）から2月7日（木）まで7日間再延長します。

各機関・団体におかれましては、広報啓発等の対策を積極的に推進されますようお願いいたします。

なお、警報発令後、県内において発生した高齢者が関係する交通死亡事故の概要は、別表のとおりです。

【担当】山形県環境エネルギー部
危機管理・くらし安心局くらし安心課
交通安全対策主査 峯田
TEL 023-630-2429 FAX 023-625-8186
E-mail ykurashi@pref.yamagata.jp